

## 農業委員会活動の「さらなる取り組み」に関する申し合わせ決議

農業委員会系統組織では、平成23年度から25年度の3か年を運動期間とする「地域の農地と担い手を守り活かす運動」の下で、農地パトロール（農地利用状況調査等）による遊休農地の発生防止・解消、担い手の確保・育成と農地利用集積を推進している。

特に本年度は、「人・農地プラン」作成・推進への積極的な関与を通じて地域農業が抱える人と農地の問題解決に全力で取り組んでいく必要がある。

また、農業委員会活動の「見える化」はもとより、行動する農業委員会としての実践と点検・評価・改善の取り組みを徹底し、具体的な成果を積み上げて存在意義を高めていくことが重要になっている。

よって、われわれは、農業委員会活動の「さらなる取り組み」による実績確保に向けて、下記の事項を申し合わせ、決議する。

### 記

#### 1. 地域に根差した農業委員会活動の「さらなる取り組み」を進めよう

- (1) 「人・農地プラン」の作成に向けた検討の場や地域・集落の話し合いへの参加、遊休農地を含む農地情報等の提供などに積極的に取り組むこと。
- (2) 農業委員会系統組織として、農地利用集積円滑化団体及び農地保有合理化法人等との連携を通じて、広域的な農地調整を含めた認定農業者等の担い手への農地の面的集積をさらに推進し、目に見える成果をあげること。
- (3) 認定農業者制度の見直しを踏まえた地域農業の担い手の確保・育成の取り組み強化を図るとともに、担い手の確保が困難な地域における

「新たな農業のパートナーづくり」として、他地域からの入り作者や新規就農、企業参入の取り組みを支援すること。

- (4) 農地基本台帳の補完・整備を徹底するとともに、農地の有効利用に向けた農地マッチング情報として、農地提供や受け入れ情報の収集・発信の取り組みを強化すること。
- (5) 農業・農村現場の声を積極的に積み上げ、その意見の公表等により、農業・農業者の公的代表としての役割を果たすこと。
- (6) 農業者年金の加入推進の取り組みを強化すること。

## **2. 農地の確保と有効利用のため、農地制度の適正執行に努めよう**

- (1) 農地パトロール（農地利用状況調査等）の結果をもとに遊休農地所有者等に対する指導等の取り組みを徹底し、各地域における遊休農地解消の実績を確保すること。
- (2) 農業生産法人や解除条件付きの貸借による農業参入法人等からの報告書の徴収を徹底し、要件確認を通じた適正な農地利用を推進すること。
- (3) 農業委員会総会等における農地法等の審議の透明性の一層の確保を図ること。

## **3. 農業委員会組織・活動の体制強化を図ろう**

- (1) 農業委員自らの資質向上や意識改革を進めるとともに、農業委員会における活動計画の策定と点検・評価および改善の取り組みを通じて、地域農業と農村の課題解決に貢献すること。
- (2) 農業委員の地区担当制の整備を図るとともに、活動記録の作成を徹底すること。

- (3) 女性・青年農業者、認定農業者等の担い手の選挙委員としての立候補を促す環境づくりを推進するとともに、選任委員について幅広い分野の学識経験者の参画を得られるよう関係方面への働きかけを行うこと。特に、男女共同参画の観点から「女性農業委員ネットワーク」の活動との連携を通じて女性農業委員の選出に努めること。
- (4) 農業委員会の事務局体制の強化に向けた市町村長部局への働きかけを行うとともに、「農地制度実施円滑化事業費補助金」等の活用により、農地相談員や事務補助員、農業委員会協力員を設置するなど、農業委員会の体制整備に努めること。